5　金融商品取引業者等は、第一項第二十七号又は第二十八号の証拠金等の全部又は一部が第三項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であって、当該金融商品取引業者等の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者等の取引のための欄と区分しなければならない。

6　第一項第二十七号又は第二十八号の実預託額、同項第二十七号の約定時必要預託額及び同項第二十八号の維持必要預託額は、複数の通貨関連デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第二十七号の規定の適用については、同号中「当該通貨関連デリバティブ取引を」とあるのは「当該顧客が行っている通貨関連デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

7　第一項第二十七号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額をいう。

一　当該額を、顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引のみについて算出する場合　当該通貨関連デリバティブ取引の額（当該通貨関連デリバティブ取引が次に掲げる取引である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）

イ　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）

ロ　法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）

ハ　外国市場デリバティブ取引であってイに掲げる取引と類似の取引

二　当該額を、顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引と当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合　これらの通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前号イからハまでに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

8　第一項第二十八号及び第六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額をいう。

一　当該額を、顧客が行う各通貨関連デリバティブ取引ごとに算出する場合　当該各通貨関連デリバティブ取引の額

二　当該額を、複数の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合　当該複数の通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前項第一号イからハまでに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

9　第七項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が一の通貨の売付け等を行うことによる他の通貨の買付け等及び当該他の通貨の売付け等を行うことによる当該一の通貨の買付け等を行っているときは、これらに係る通貨関連デリバティブ取引の額のうちいずれか少なくない額を当該一の通貨又は当該他の通貨に係る通貨関連デリバティブ取引の額とすることができる。

10　前三項の「通貨関連デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　次に掲げる通貨関連デリバティブ取引以外の通貨関連デリバティブ取引　当該通貨関連デリバティブ取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

イ　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引

ロ　法第二条第二十二項第三号に掲げる取引

ハ　外国市場デリバティブ取引であってイに掲げる取引と類似の取引

二　次に掲げる通貨関連デリバティブ取引　次に掲げる当該通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、それぞれ次に定める取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

イ　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引　同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ又はロに掲げる取引

ロ　法第二条第二十二項第三号に掲げる取引　同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ又はロに掲げる取引

ハ　外国市場デリバティブ取引であってイに掲げる取引と類似の取引　イに定める取引と類似の取引

11　第九項の「通貨の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一　通貨の売付け

二　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

四　外国市場デリバティブ取引（第二号に掲げる取引に類似するものに限る。）

12　第九項の「通貨の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一　通貨の買付け

二　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

三　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

四　外国市場デリバティブ取引（第二号に掲げる取引に類似するものに限る。）

第百五十三条第一項第三号、第二百七十五条第一項第二十五号及び第二十七号並びに第二百八十一条第九号中「第百十七条第一項第二十七号」を「第百十七条第一項第二十九号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十二年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第七項及び第八項の規定の適用については、これらの規定中「百分の四」とあるのは、「百分の二」とする。